

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

一

訓 令 甲

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

人事委員会

○人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

五

○人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

五

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

五

○人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の一部を改正する規則

七

○人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則

八

○人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則

九

○人事委員会の権限(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部委任の一部を改正する告示

九

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「新田東五丁目まで」の下に「、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目」を、「中野」の下に「、中野一丁目から中野五丁目まで」を加え、「町前一丁目」及び「、宮内一丁目」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十二号

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労働職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	123,900	197,000	214,700	281,000
	2	124,800	198,400	216,400	282,900
	3	125,800	199,800	218,100	284,700
	4	126,700	201,200	219,700	286,600
	5	127,700	202,600	221,100	288,500
	6	128,700	204,100	222,300	290,400
	7	129,700	205,500	223,500	292,200
	8	130,700	207,000	224,700	294,100
	9	131,500	208,500	226,000	295,800
	10	132,500	210,100	227,600	297,600
	11	133,500	211,700	229,200	299,400
	12	134,600	213,300	230,800	301,200
	13	135,400	214,700	232,400	302,800
	14	136,400	215,700	234,200	304,500
	15	137,400	216,700	236,000	306,200
	16	138,400	217,700	237,800	307,800
	17	139,500	218,500	239,800	309,400
	18	140,700	219,500	241,400	311,100
	19	141,900	220,500	243,000	312,800
	20	143,100	221,500	244,600	314,500
	21	144,200	222,400	246,200	315,800
	22	146,100	224,400	247,800	317,200
	23	148,000	226,400	249,400	318,600
	24	149,900	228,400	251,000	320,100
	25	151,800	230,300	252,500	321,600
	26	153,300	232,200	254,100	323,100
	27	154,800	234,100	255,700	324,600
	28	156,400	236,000	257,300	326,000
	29	157,700	237,700	258,700	327,600
	30	159,200	239,300	260,100	330,100
	31	160,700	240,900	261,500	332,600
	32	162,200	242,500	262,900	335,100
	33	163,600	244,100	264,200	337,700
	34	165,200	245,500	265,500	339,700
	35	166,800	246,900	266,800	341,700
	36	168,400	248,200	268,000	343,700
	37	169,900	249,500	269,200	345,600
	38	171,100	251,100	271,100	347,500
	39	172,300	252,700	273,000	349,400
	40	173,500	254,300	274,900	351,300

再任 用職 員以 外の 職員	41	174,500	255,700	276,700	352,800
	42	176,100	257,100	278,600	354,300
	43	177,700	258,500	280,500	355,800
	44	179,300	259,900	282,400	357,300
	45	181,000	261,100	284,100	359,000
	46	182,300	262,500	286,000	359,800
	47	183,600	263,900	287,900	361,000
	48	184,900	265,300	289,800	362,000
	49	186,200	266,600	291,500	362,900
	50	188,000	267,800	293,300	364,000
	51	189,800	269,100	295,100	365,000
	52	191,600	270,400	296,900	366,100
	53	193,500	271,500	298,700	367,000
	54	194,800	272,700	300,400	367,700
	55	196,100	274,000	302,100	368,400
	56	197,400	275,300	303,800	369,100
	57	198,700	276,400	305,500	369,600
	58	200,000	277,500	307,200	370,200
	59	201,300	278,600	308,900	370,900
	60	202,600	279,700	310,600	371,600
	61	204,100	280,900	311,800	371,900
	62	206,100	281,900	313,400	372,600
	63	208,100	282,900	315,000	373,300
	64	210,100	283,900	316,600	374,000
	65	212,000	284,700	318,300	374,400
	66	213,300	285,600	319,900	375,000
	67	214,600	286,500	321,500	375,700
	68	215,900	287,400	323,100	376,300
	69	217,100	288,400	324,600	376,700
	70	218,100	289,200	325,800	377,300
	71	219,000	290,000	327,000	378,000
	72	220,000	290,800	328,200	378,600
	73	220,800	291,600	329,000	379,000
	74	222,100	292,100	329,900	379,500
	75	223,400	292,600	330,700	380,100
	76	224,700	293,100	331,500	380,600
	77	226,000	293,200	332,400	381,100
	78	227,600	293,600	332,800	381,700
	79	229,200	293,800	333,600	382,300
	80	230,800	294,200	334,400	382,700
	81	232,400	294,400	335,200	383,300
82	233,900	294,600	335,900	383,900	
83	235,400	295,000	336,600	384,500	
84	236,900	295,300	337,300	385,100	
85	238,300	295,600	337,800	385,800	
86	239,700	295,900	338,400	386,400	
87	241,100	296,200	339,000	387,000	
88	242,400	296,600	339,600	387,600	

	89	243,600	296,900	339,900	388,300
	90	245,000	297,300	340,400	
	91	246,300	297,700	340,800	
	92	247,700	298,100	341,300	
	93	249,000	298,200	341,700	
	94	250,400	298,500	342,200	
	95	251,800	298,900	342,700	
	96	253,200	299,300	343,200	
	97	254,400	299,500	343,600	
	98	255,700	299,800	344,000	
	99	257,000	300,200	344,500	
	100	258,300	300,600	344,900	
	101	259,300	300,800	345,200	
	102	260,400	301,100	345,600	
	103	261,600	301,500	346,100	
	104	262,800	301,800	346,500	
	105	264,100	302,000	346,700	
	106	265,300	302,300	347,100	
	107	266,500	302,700	347,600	
	108	267,500	303,000	348,000	
	109	268,600	303,200	348,100	
	110	269,800	303,600	348,600	
	111	271,000	304,000	349,100	
	112	272,200	304,300	349,400	
	113	273,200	304,400	349,700	
	114	274,300	304,700	350,100	
	115	275,400	305,000	350,500	
	116	276,400	305,400	350,900	
	117	277,500	305,600	351,400	
	118	278,600	305,800	351,800	
	119	279,700	306,100	352,200	
	120	280,800	306,400	352,600	
	121	281,700	306,800	353,100	
	122		307,000	353,500	
	123		307,300	353,900	
	124		307,600	354,200	
	125		308,000	354,700	
再任用職員		202,900	210,100	246,200	277,900

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十六年十二月二十四日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
（給与の内払）
- 2 新規規程の規定を適用する場合には、改正前の単純労務職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規規程の規定による給与の内払とみなす。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十五―三十一

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百三十五」を「百分の百四十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百八十五」に改める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百四十五」を「百分の百四十一」に、「百分の百八十五」を「百分の百八十一」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十六―四十五

人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表中「6,600円」を「6,700円」に、「10,400円」を「10,500円」に、「12,900円」を「13,000円」に改め、別表第二ロの表中「9,500円」を「9,600円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「12,600円」を「12,700円」に、「13,200円」を「13,300円」に改め、別表第二ハの表中「11,200円」を「11,300円」に、「12,300円」を「12,400円」に改め、別表第二ニの表中「8,500円」を「8,600円」に、「11,900円」を「12,000円」に改め、別表第二ホの表中「9,400円」を「9,500円」に改め、別表第二ヘの表中「11,000円」を「11,100円」に、「15,700円」を「15,800円」に改め、別表第二トの表中「8,100円」を「8,200円」に、「9,200円」を「9,300円」に改め、別表第二チの表中「10,100円」を「10,200円」に、「10,500円」を「10,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十三―五十七

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

69	69	70	70	71	71	72	72	73	73	74	74	75
										68	69	

を

46	98	64	67	63	69	70	96	100	53	53	69			
47	99	65	67	64	69	70	96	101	に改め、別表第七ロの表中	53	69			
48	99	65	67	64	69	70	96	101		53	70			
49	100	65	67	64	69	70	96	101		54	70			
49	100	65	68	64	69	71	96	101		54	70			
50	101	65	を	65	70	71	97	101		55	71			
50	を	65		61	65	71	71	97		101	を	71		
51		97	66	62	65	71	97	101		50		72		
51	98	66	62	65	に改め、別表第七ハの表中	72	97	101		51	73			
52	98	66	62	65		72	97	101		51	74			
を	98	66	62	65		73	98	を		93	51	に、		
	45	99	62	66		を	100		94	51				
	46	99	63	66			68		100	94	51			
	46	99	67	63		66	68		に、	94	52		51	
	47	に改め、別表第七ニの表中	67	63		66	68			69	95		52	51
	47		97	67		66	62		68	69	100		52	51
	48		98	67		63	66		62	69	100		52	52
	48		98	67		63	66		62	69	100		52	52
	49		99	67	64	67	63		69	100	53		52	
	50		99	に、	64	67	63		69	100	53		52	
51	98		64		67	63	69	96	53	53				

88	93	97	91	28	28	64	中	を	100	103	に、			
88	94	98	91	28	29	に、	62	80	100	104	90			
88	94	98	92	29	29		47	62	101	を	91	91		
89	94	を	92	29	29		47	62	102		91	91	91	
89	94		89	92	29		30	48	63	103	91	92	92	
89	95	90	93	30	30		48	63	に、	81	92	92		
90	95	90	93	30	30		49	63		81	92	92	92	
90	95	90	93	30	31		を	64		83	81	92	92	
90	95	90	93	31	31			46		64	84	81	93	93
91	96	90	94	31	31		46	64		84	82	93	93	
91	96	90	94	に改め、別表第七チの表中	32		を	65		85	82	94	94	
91	96	91	94		32	32		46		85	83	94	95	95
91	96	91	94		32	32		46		86	83	95	96	96
92	97	91	95		33	33		47		86	84	95	97	97
92	に、	91	95		を	26		47		87	84	96	96	98
92		86	92			95		26	47	87	85	97	97	99
92	86	92	95		90	27		に、	61	85	97	100	100	
93	86	92	96		90	27			27	62	86	97	101	101
93	86	92	96		90	27			27	62	87	98	101	102
93	87	93	96		90	27			27	62	87	98	102	102
93	87	93	96	91	28	28	63		88	99	102	102		
94	87	93	97	91			63			99	103	103		

94
94
94
95
95
95
を
85
86
86
86
86
87
87
87
87
87
88
88
88
88
88
89

89
89
90
90
90
90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
92
92
92
93
93
93
に

43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47
を
42
43
43
43
43
43

「」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「改正後の規則」という。）の規定による号俸が改正前の人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七―三十八―二十二

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

委員長 小川 竹 男

別表第一（第十一条関係）

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
4キロメートル未満	2,400円
4キロメートル以上	4,300
6キロメートル以上	5,300
8キロメートル以上	6,700
10キロメートル以上	7,900
12キロメートル以上	9,200
14キロメートル以上	10,500
16キロメートル以上	11,800
18キロメートル以上	13,200
20キロメートル以上	14,600
22キロメートル以上	15,900
24キロメートル以上	17,300
26キロメートル以上	19,000
28キロメートル以上	20,300
30キロメートル以上	21,700
32キロメートル以上	22,700
34キロメートル以上	23,900
36キロメートル以上	25,300
38キロメートル以上	26,600
40キロメートル以上	27,800
42キロメートル以上	29,200
44キロメートル以上	30,500
46キロメートル以上	31,800
48キロメートル以上	33,500
50キロメートル以上	34,700
52キロメートル以上	36,000
54キロメートル以上	37,800
56キロメートル以上	39,500
58キロメートル以上	41,300
60キロメートル以上	42,700
62キロメートル以上	44,100
64キロメートル以上	45,500
66キロメートル以上	46,900
68キロメートル以上	48,300
70キロメートル以上	49,700

別表第二（第十一条関係）

普通自動車等以外の自動車等の使用距離（片道）	支給月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上	4,200
10キロメートル以上	7,100
15キロメートル以上	10,000
20キロメートル以上	12,900
25キロメートル以上	15,800
30キロメートル以上	18,700
35キロメートル以上	21,600
40キロメートル以上	24,400
45キロメートル以上	26,200
50キロメートル以上	28,000
55キロメートル以上	29,800
60キロメートル以上	31,600

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十一―二十二

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分	職員の区分	1号職員	2号職員	3号職員
1年未満		円 412,200	円 366,700	円 307,000
1年以上 2年未満		412,200	366,700	307,000
2年以上 3年未満		412,200	366,700	307,000
3年以上 4年未満		412,200	366,700	307,000
4年以上 5年未満		412,200	366,700	307,000
5年以上 6年未満		412,200	366,700	307,000
6年以上 7年未満		412,200	366,700	307,000
7年以上 8年未満		412,200	366,700	307,000
8年以上 9年未満		412,200	366,700	307,000
9年以上 10年未満		412,200	366,700	307,000
10年以上 11年未満		412,200	366,700	307,000
11年以上 12年未満		412,200	366,700	307,000
12年以上 13年未満		412,200	366,700	307,000
13年以上 14年未満		412,200	366,700	307,000
14年以上 15年未満		412,200	366,700	307,000
15年以上 16年未満		412,200	366,700	307,000
16年以上 17年未満		407,800	362,700	303,700
17年以上 18年未満		403,400	358,700	300,400
18年以上 19年未満		399,000	354,700	297,100
19年以上 20年未満		394,600	350,700	293,800
20年以上 21年未満		390,200	346,700	290,500
21年以上 22年未満		370,800	329,800	276,700
22年以上 23年未満		351,000	312,600	262,700
23年以上 24年未満		331,700	295,900	249,200
24年以上 25年未満		312,300	279,300	235,300
25年以上 26年未満		292,800	262,100	221,600
26年以上 27年未満		270,100	241,300	204,000
27年以上 28年未満		247,900	220,900	186,900
28年以上 29年未満		225,500	200,500	169,600
29年以上 30年未満		202,700	179,700	152,000
30年以上 31年未満		177,900	157,800	134,000
31年以上 32年未満		153,000	135,900	115,700
32年以上 33年未満		128,400	114,200	97,800
33年以上 34年未満		90,300	82,300	71,800
34年以上 35年未満		55,000	52,500	47,500

備考
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において「1号職員」とは、第2条第1号の職を占める職員を、「2号職員」とは、同条第2号の職を占める職員を、「3号職員」とは、同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七十四十一（初任給調整手当）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員 長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百六―九

人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成三十年三月三十一日までの間における特例）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第七十六号）附則第五項の規定により読み替えて適用する給与条例第十一條の八第二項の規定で定める額は、二万六千円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員 長 小 川 竹 男

一 二の(3)を同(2)とし、同(3)の次に次のように加える。

(3) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第七十六号）附則第三項に規定する人事委員会の定めることとされている事項を定めること。

二 この告示の効力の発生する日
平成二十六年十二月二十四日